

火災予防上の命令を受けている対象物

【更新日：平成30年12月26日】

命令を受けている対象物の公示

消防機関が立入検査により、火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、その改修等の命令等を発した場合には、消防法に基づきその旨を公示しなければなりません。十和田地域広域事務組合消防本部では、火災予防上の命令を発している対象物について、利用者や近隣の方々が不測の損害を被ることを防ぐため、その所在地や名称等をお知らせしています。

命令を受けている対象物

No.	項目	内容
1	対象物の所在地	十和田市東三番町2番21号
	対象物の名称	有限会社河野スポーツ
	命令を受けた者の氏名	有限会社河野スポーツ 代表取締役 河野 勝
	命令事項	平成31年2月22日までに、防火管理者を定めること。
	命令発令日	平成30年12月26日
	命令発令者	十和田消防署長

※命令事項が履行されるまでの間、情報提供を行います。

【問い合わせ先】 十和田地域広域事務組合消防本部予防課
〒034-0082 十和田市西二番町7番10号
TEL : 0176-25-4113